

ハイライト:

- ・令和7年4月に改正育児・介護休業法が施行予定です。
- ・雇用保険法の改正も予定されています。

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### ご挨拶



目次:

ご挨拶 1

改正育児・介護休業法 1

定額減税で多い質問 2

雇用保険法の改正

今年はい年よりも梅雨入りが遅いようですが、夏の猛暑と大雨が予想されています。線状降水帯の予報や熱中症にも注意しないとイケないですね。

第98号では、来年の4月施行予定の改正育児・介護休業法や6月から実施開始となった定額減税に関するQA等を取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。HP上の「お役立ち情報」も更新していますので、是非ご覧ください。

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ

中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香

## 改正育児・介護休業法

令和6年通常国会において、改正育児・介護休業法が可決成立しました。主な改正内容は、

- ・残業の免除対象者を、3歳未満の子を持つ親から小学校に入学するまでの子を持つ親へ拡充
- ・両立支援制度として、3歳～小学校に入学するまでの子をもつ親を対象に、短時間勤務制度や始業時間の変更、テレワーク、時間単位で取得できる休暇の付与等、複数の制度の中から2つ以上を設けることを義務付け
- ・妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取・配慮を事業主に義務付け
- ・「子の看護等休暇」の取得を、感染症に伴う学級閉鎖や、入学式などの行事への参加も対象とし、かつ取得対象を小学3年生までの子を持つ親までと拡充、名称も変更
- ・3歳未満の育児のための両立支援策にテレワークを追加 (努力義務)
- ・介護のための両立支援策にテレワークを追加 (努力義務)
- ・労働者が家族の介護に直面した旨を申し出た時に、両立支援制度等について個別の周知・意向確認を行うことを事業主に義務付け
- ・育児休業の取得状況の公表義務の対象を、常時雇用する労働者数が300人超(現行1,000人超)の事業主へと拡大

上記のうち 以外の施策は、2025年4月1日施行が予定されています。 は交付の日から起算して1年6ヶ月以内の政令で定める日です。



施行までに内容を理解し、規程の改定等の準備を進めましょう。  
東京労働局では、令和6年度改正育児休業法に関する特設ページを開設しており、ユーチューブでの制度紹介動画をアップしています！

是非一度閲覧してみてください。

【特設ページ】令和6年度改正育児・介護休業法 ~ 東京労働局  
[https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/ikukai0611\\_00008.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/ikukai0611_00008.html)



## 定額減税で多い質問 ~ 6月からスタートしました！ ~

Q 年末までに毎月の所得税から定額減税の3万円が控除しきれない場合にはどうなるのですか？

A 定額減税で引ききれないと見込まれる方へについては、個人住民税が課税される市区町村において給付額を算定の上、以下のように支給されます。

当初給付 ~ 令和6年夏以降、個人住民税が課税される市区町村において、令和5年の所得状況(所得税・個人住民税)に基づき、定額減税で引ききれないと見込まれるおおむねの額が支給されます。

不足額給付 ~ 個人住民税が課税される市区町村において、令和6年分の所得税と定額減税の実績の額が確定した後、の当初給付で不足する金額があった場合に、追加で給付されます。令和6年分の所得税と定額減税の実績の額が確定してから判定しますので、令和7年以降に個人住民税が課税される市区町村から支給されます。

なお、調整給付の算定にあたっては、所得税における控除不足額と個人住民税における控除不足額を足し合わせたのち、1万円単位で切り上げて算出されます。

上記の調整給付の支給対象者には市区町村から確認書が送付される見込みとなっています。

Q 住民税が令和6年6月分も課税されているのですが、なぜですか？

A 令和5年の市民税・都民税に係る合計所得金額が1,805万円を上回る方については、定額減税の適用はないため、令和6年6月分の住民税も課税されます。

Q 月次減税額の対象とした配偶者が、令和6年7月に就職し、令和6年分の合計所得金額が48万円超となる見込みです。その場合に、その配偶者は、年調減税額の計算に含めてよいのですか？

A 12月31日の現況で令和6年分の合計所得金額が48万円超となる場合には、その配偶者等については年調減税額の計算には含めることはできません。その配偶者自身が定額減税の適用を受けることになります。

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！  
<https://my-naka.com/>

## 雇用保険法の改正

雇用保険法等の一部を改正する法律案も第213回通常国会において可決成立しています。改正の主な内容は、

・雇用保険の被保険者の要件のうち、週所定労働時間を「20時間以上」から「10時間以上」に変更し、適用対象を拡大

・教育訓練やリスキング支援の充実  
となっています。

ただし適用対象拡大の施行は、令和10年10月1日からの予定とされています。

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

## 税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

[nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp](mailto:nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp)

[nakamura-cpa@tkcnf.or.jp](mailto:nakamura-cpa@tkcnf.or.jp)